

第9部

被災者を支える取組

新たな被害想定では、避難者数が最大で約339万人、うち避難所へ避難する人が最大で約220万人となっている。避難所の収容人数は、これを上回っているが、大規模災害時などにおいて、自治体の枠を越える避難先の確保や避難誘導の在り方について検討を進める必要がある。また、避難所における女性や災害時要援護者のニーズに応える体制の整備について、引き続き推進する必要がある。

また、災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るために食料・水・毛布等の生活必需品を品目、量ともに確保するとともに、備蓄倉庫や広域輸送基地において円滑に荷さばきできる機能を確保する必要がある。併せて、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

避難所・避難場所等の指定や安全化など避難体制の整備に係る取組を進めるとともに、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・広域輸送基地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を推進していく。

第9部 到達目標

1 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築

広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。

2 避難場所の確保や安全性等の確保

「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月）に基づき、避難場所の整備を進めていく。

- ・ 2015（平成27）年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消
- ・ 2015（平成27）年度までに避難距離が3km以上となる避難圏域を解消
避難場所の量的確保や安全性等の確保

3 女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

4 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。

また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

5 支援物資の荷さばき機能の強化

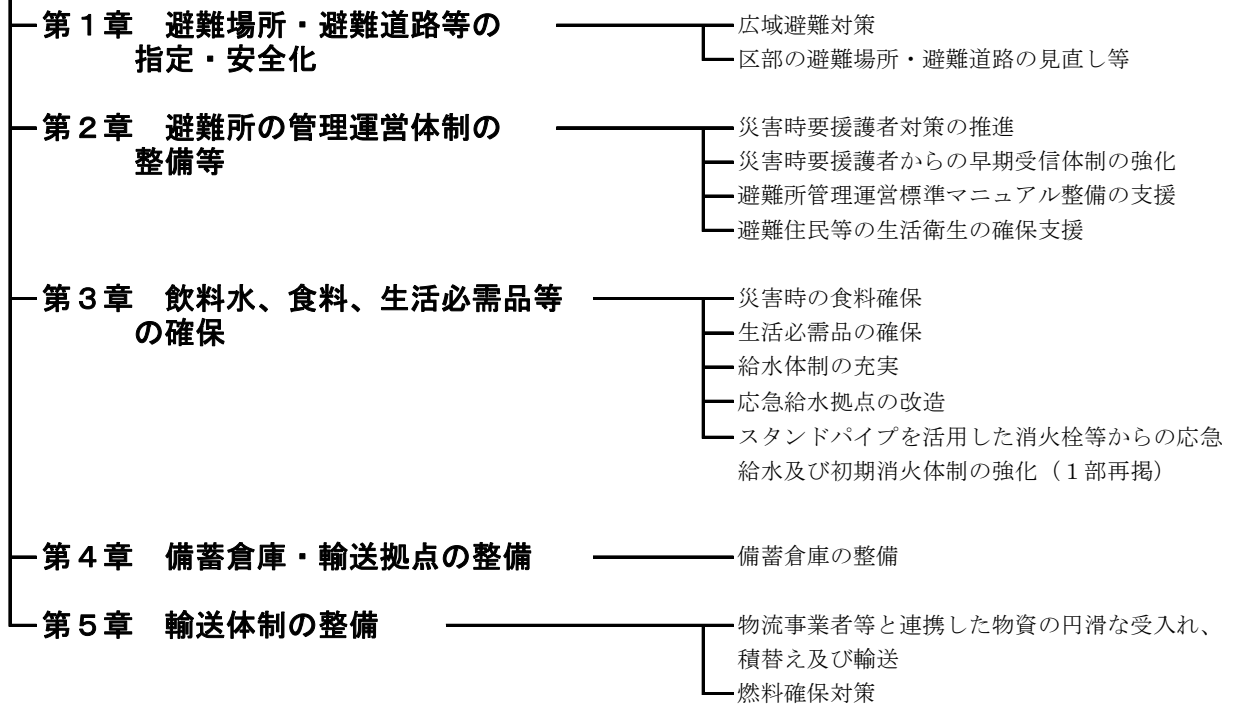
備蓄倉庫及び広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築する。

6 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成する等、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

分野別事業の体系

第9部 被災者を支える取組



新規

広域避難対策 （総務局）	平成25年度事業費 50百万円
---------------------	--------------------

台風や高潮などによる大規模水害や震災などが重なり複合災害が発生した際には、特に区部東部地域において、大規模な浸水が発生し、多くの避難者が生じるおそれがある。
また、自治体の区域を越えた避難を行う必要があるため、東京都は、関係機関と連携し、広域避難体制を構築する。

現在の状況

- 九都県市、全国知事会、1都9県及び21大都市の間で、広域連携に関する協定を締結
- 九都県市における広域避難モデルプロジェクトの開催（平成20年から）
- 広域避難を検討するため広域避難プロジェクトを推進し、広域避難シミュレーションを実施

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを検討

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	広域避難プロジェクト		課題の整理	対策の検討		
	広域避難シミュレーション		シミュレーションの実施			
	広域避難モデルプロジェクト開催		対策の検討			

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 広域避難プロジェクトにおいて、避難シミュレーションを実施するとともに、関係各局、流域区、関係機関などからなる検討会を設置し、シミュレーション結果を踏まえて課題を抽出して、実効性ある対策を検討する。

【事業効果】

- 大規模水害時における避難態勢の構築により、発災時における、自治体の枠を越えた大規模な避難を実現する。

区部の避難場所・避難道路の見直し等（都市整備局）

平成25年度事業費
61百万円

避難場所等は、従来から都が震災時に拡大する火災から身を守ることができる公園や緑地などを、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき指定しているもので、区部における市街地状況の変化や人口の変動等を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行っている。

また、安全な避難空間をあらかじめ公表、周知することにより、震災時の円滑な避難に備え、都民の生命安全を確保していく。

現在の状況

- 避難場所 197箇所、地区内残留地区 34地区、避難道路 14系統 54kmを指定
（平成25年5月現在）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 避難場所における1人当たりの避難有効面積1㎡以上を確保するとともに、避難場所までの避難距離が3km以上となる避難圏域を解消することを目指す。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	避難場所・避難道路の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性評価調査 ・地区割当の策定 ・液状化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波検討 ・区及び地元調整による変更作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表資料の作成 ・印刷 ・標識の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置 ・安全性調査手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査 ・計画人口の算定 ・全体計画の検討

事業内容・事業効果

【事業内容】

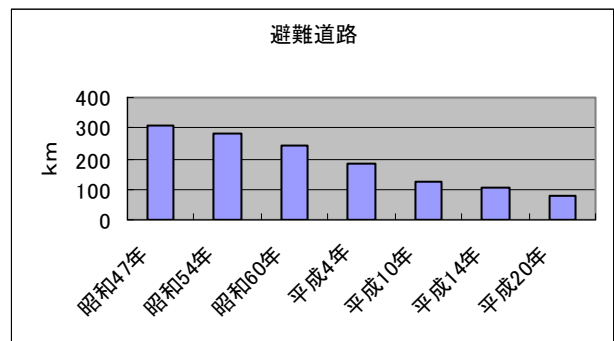
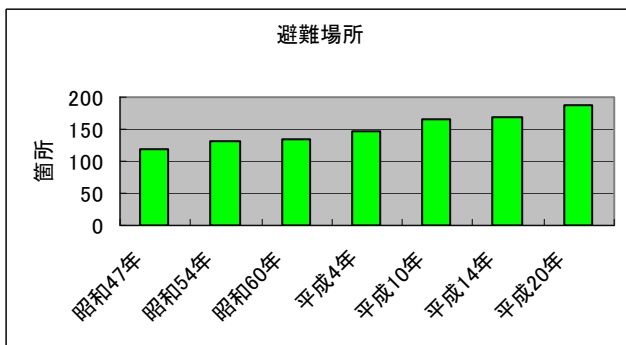
○ 東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため区部の避難場所を指定。市街地状況の変化及び人口の増減等を考慮して、おおむね5年ごとに見直しを行う。現在、避難場所 197 か所、地区内残留地区 34 地区、避難道路 14 系統 54km が指定されている（平成 25 年 5 月現在）

- ・ 昭和 47 年から区部を対象に、震災時火災のための避難場所として指定
- ・ 地区割当計画による避難場所への距離が 3km 以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者が円滑に避難できるよう、安全な避難経路として避難道路を指定
- ・ 大規模な延焼火災発生のおそれが極めて低く、広域避難を要しない地域は、地区内残留地区として指定
- ・ 避難場所調査検討委員会の設置
防災分野を専門とする学識経験者や東京消防庁の職員で構成する「避難場所調査検討委員会」を設置し、その意見を聞きながら検討
- ・ 第 7 回指定変更においては、最新の「首都直下地震による東京の被害想定」をふまえ、避難場所内の液状化や津波の影響を考慮した。

【事業効果】

指定の沿革

昭和47年 7月	条例に基づく指定	(避難場所 120か所、避難道路 307km)
昭和54年 4月	第1回指定変更	(" 132か所、 " 285km)
昭和60年 4月	第2回 " "	(" 135か所、 " 241km)
平成4年 5月	第3回 " "	(" 146か所、 " 181km)
平成10年 3月	第4回 " "	(" 167か所、 " 124km)
平成14年 12月	第5回 " "	(" 170か所、 " 102km)
平成20年 2月	第6回 " "	(" 189か所、 " 78km)
平成25年 5月	第7回 " "	(" 197か所、 " 54km)



指定変更毎に、避難場所数の拡大、避難道路の縮小を行ってきた。

災害時要援護者対策の推進 (福祉保健局・東京消防庁)

平成25年度事業費
18百万円

近年の大規模震災・風水害での死者の過半数が高齢者等の災害時要援護者である。住民に身近な区市町村の災害時要援護者の避難体制整備を支援し、地域の取組を推進するとともに、防火防災診断を通じた居住環境の安全化、災害時要援護者の防災行動力及び地域対応力の向上及び防火防災知識の普及・啓発を図り、災害時要援護者の安全対策を推進していく。

現在の状況

- 区市町村に対して補助事業の実施、研修会の開催及び指針の作成・配布を行い、区市町村が取り組む災害時要援護者対策を支援
- 署住宅防火推進協議会を有効活用し、区市町村、町会・自治会、民生児童委員、社会福祉協議会などの関係機関との地域協力体制づくりを推進
- 新たな手法による総合的な防火防災診断の全消防署における試行を実施
- 災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練・講話等の促進（災害時要援護者用避難支援資器材を活用するなど全消防署における地域の実情に応じた促進及びモデル消防署での検証）
- 総合的な防火防災診断のPR用DVDは、字幕付き・副音声付バージョンを整備、広報用リーフレットの音声コードの貼付、録音図書の作成など災害時要援護者が利用しやすい情報を発信

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 区市町村における関係機関の連携及び要援護者情報共有化の推進
- 区市町村等関係機関との連携強化による地域協力体制づくりの強化
- 災害時要援護者、支援者等の防災行動力及び地域対応力の強化
- 総合的な防火防災診断等により震災による危険要素の改善

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業	支援体制構築への補助		区市町村への補助事業を実施		→	
	研修の実施		区市町村担当者向けの研修会を開催			→
	区市町村向け指針の改訂		指針を改訂			
	地域協力体制づくりの推進	署住宅防火推進協議会の有効活用 モデル署での検証	区市町村等関係機関との連携強化による地域協力体制づくりの強化	・モデル事業及び審議会を踏まえた推進方策の構築 ・社会福祉施設等との災害発生時等における協定締結の推進 ・災害時要援護者及びヘルパー等支援者を対象の講習会等の検討		→
目標	災害時要援護者及び支援者等の防災行動力の向上	災害時要援護者対応を取り入れた訓練の実施	各種訓練の推進方策及び効果の検証 モデル署での検証	モデル事業及び審議会を踏まえた訓練の推進、連携体制の構築 指導用DVDの作成	効果的な教材・資器材に関する検討	→
	総合的な防火防災診断の推進	調査研究委託 モデル署での検証	新たな手法による全署試行 検証	試行結果及び火災予防審議会の答申を踏まえた実施		→
	災害時要援護者が利用しやすい情報発信	音声読取機能付き広報紙の作成、録音図書の作成等	ホームページ等を活用した効果的な情報提供の検討	情報提供体制の充実		→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 区市町村への働き掛け及び支援
 - ・ 災害時要援護者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業）
 - ・ 災害時要援護者研修の実施
 - ・ 区市町村向けの「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」及び「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」の作成・配布
 - ・ 要援護者の避難支援体制確保に向けてのパンフレット配布
- 区市町村の見守りネットワーク等と連携した取組内容及び災害対策基本法の改正を踏まえて地域協力体制づくりの見直しを図るとともに、署住宅防火推進協議会等の有効活用を図り関係各機関等との連携を強化する。
- 災害発生時等における社会福祉施設等と地域の町会・自治会及び事業所との協力体制の構築を促進する。
- 火災予防審議会の答申等を踏まえて作成する防火防災訓練指導用 DVD 等を活用し、災害時要援護者の防火防災訓練参加を促進するとともに、自己の障害等に応じた防災行動力を身に付けるよう推進する。
また、訓練の実効性を確保するため、訓練環境の整備を促進するとともに、訓練実施にかかる区市町村や町会・自治会、福祉関係機関等との連携体制を構築する。
- 災害時要援護者が利用しやすい形で情報を発信し、的確な情報を伝えることにより震災時における自助行動を誘起する。
- 総合的な防火防災診断の試行結果を踏まえ、新たな手法による実施、即時改善及び区市町村・福祉関係機関・町会自治会等と連携した仕組みを構築することで、震災に対する居住環境の安全化を推進する。

【災害時要援護者の安全対策の推進】

モデル事業等の検証・火災予防審議会答申の反映

災害時要援護者に対する地域協力体制づくりの推進

災害時要援護者の防災行動力及び地域対応力の向上

災害時要援護者の震災に対する居住環境の安全化

地域協力体制づくりの推進

- 署住宅防火推進協議会の活用
- 「消防のふれあいネットワークづくり」の見直し
- 社会福祉施設等との災害発生時における協力体制構築の促進



災害時要援護者対応を取り入れた訓練の促進

- 災害時要援護者に対応した訓練手法の確立
- 訓練実施にかかる連携体制の構築

災害時要援護者が利用しやすい情報提供の推進

- 災害時要援護者向け防災資料の充実



総合的な防火防災診断の推進

- 総合的な防火防災診断の推進
- 防火防災診断実施の仕組みづくり（市町村、福祉機関等との連携）



【事業効果】

- 区市町村において、地域の関係者との連携が進み、災害時要援護者情報の共有がなされるなど、災害時要援護者の避難支援体制が構築・強化される。

災害時要援護者からの早期受信体制の強化

(東京消防庁)

平成25年度事業費

57百万円

災害時要援護者の安全を確保するため、東京消防庁、福祉保健局及び区市町村の連携により緊急通報システム及び火災安全システム事業を実施している。震災時には緊急通報システム等からの通報により災害時要援護者の存在等を把握することができ、火災安全システムを介した住宅火災の自動通報により初動対応の迅速化が図られることから受信体制の充実と各システムの普及を図る。

現在の状況

- 緊急通報システム及び火災安全システムは、音声通信方法による新受信体制が開始、データ通信からの移行期間中（移行状況 約24%）
- 緊急メール通報については、ウェブ機能を追加し通報要領の簡略化等を図っている。

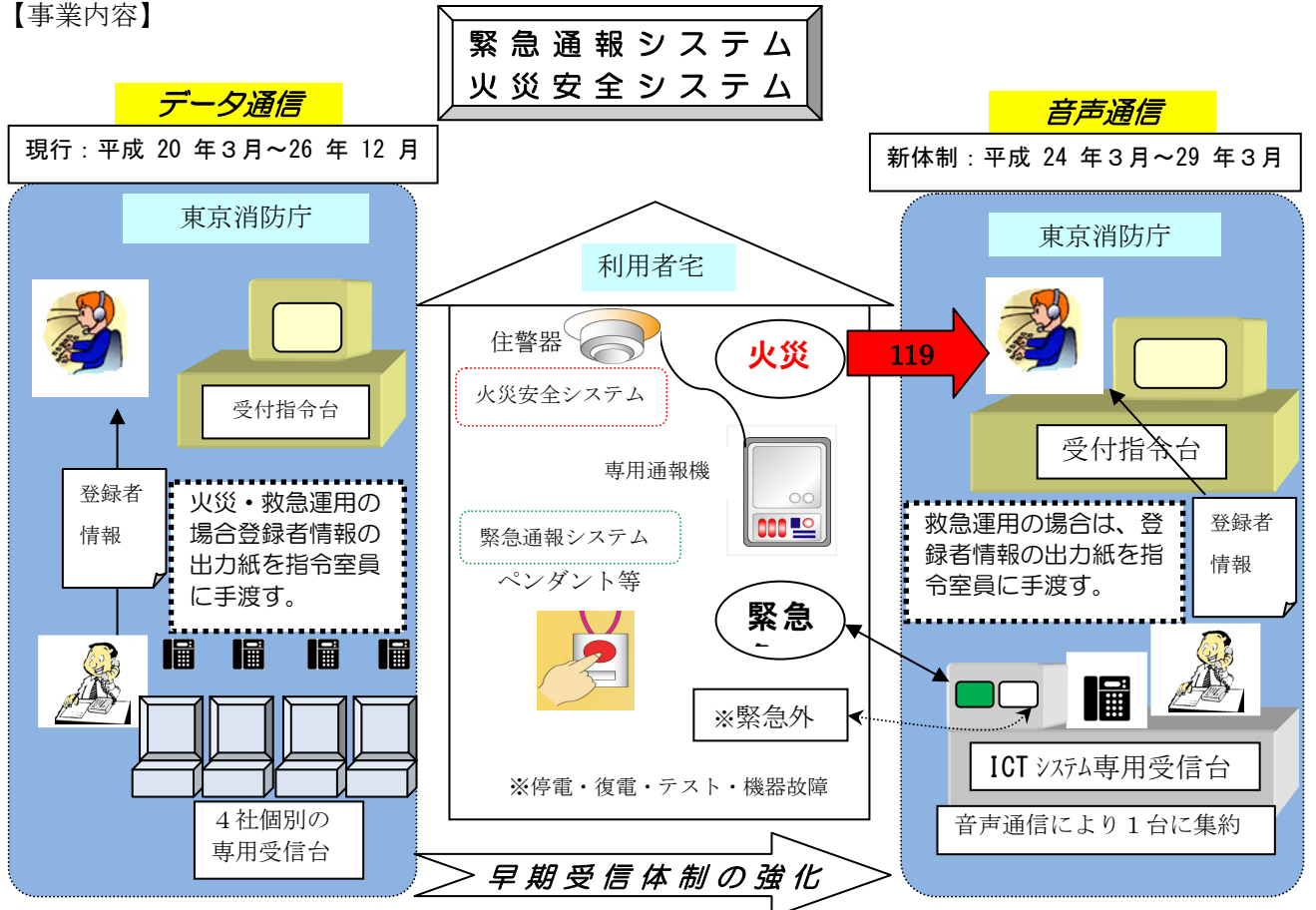
計画期間中の目標（平成27年度末）

- 平成26年度までに音声受信への移行及び新指令管制システムへのスムーズな移管の完了
- スマートフォン等ICTの進歩に対応した機能の付加
- 区市町村と連携し新たなサービスの導入等に関する検討を行い、利用者の利便性の向上を図る。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	新受信体制	新受信装置の製作	新受信体制開始	新受信体制へ移行	現行体制から移行完了	次期体制の検討
	緊急メール通報	ウェブ機能の追加	スマートフォン等対応の検討			機器更新
	制度全体	制度の見直しの検討				新たなサービスの導入等

事業内容・事業効果

【事業内容】



緊急メール通報
ウェブ機能を活用した通報画面イメージ



【事業効果】

- 緊急通報システム等の専用通報機は、火災安全システムと緊急通報システムを兼用している。平成 24 年度からは、火災安全システムの受信を 119 番、緊急通報システムの受信を ICT システムの音声受信とし、より早期に対応できる体制を確立、火災安全システムについては、119 番を受信し、かつ消防部隊を直接運用する受付指令台へ通報することで早期の対応が可能になる。
また、震災時における署隊本部運用時は、災害時要援護者宅からの住宅用火災警報器発報信号の情報を得ることにより迅速な対応が図られる。
- 緊急メール通報は、ウェブ機能を活用することで、入力が簡便となり、GPS 機能付きの携帯電話の場合は、位置情報を送信することができ、外出先など住所不明時での通報を補助するなど早期対応が図られる。

避難所管理運営標準マニュアル整備の支援 (福祉保健局)	平成 25 年度事業費 — 百万円
---------------------------------------	----------------------

災害発生時に、避難に当たって混乱が予想されるため、東京都として「避難所管理運営の指針」を作成し、区市町村に地域の実情に応じた「マニュアル」又は「運営基準」を策定するよう働き掛ける。

現在の状況

- 平成 25 年 2 月に「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」を、平成 19 年度版から再改訂し、全区市町村に周知
- 18 区 17 市計 35 団体で、避難所管理運営マニュアルを作成済み
(平成 24 年 4 月 1 日現在 「区市町村防災事業の現況」調べ)

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 区市町村に対して「避難所管理運営の指針」の内容を周知し、マニュアル等未作成の団体については、その策定について督促するとともに、具体的な助言などの支援を行う。
また、既に策定済みの団体が改訂を予定している場合、同様な支援を行う。
- 社会状況の変化に応じて内容を改訂する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目標	避難所管理運営標準マニュアル整備の支援	区市町村に対し、「避難所管理運営の指針」の内容を周知する。				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 震災等大規模な災害が発生し、避難所に大量の避難者を受け入れる際、大きな混乱が生じることが想定されるため、東京都が作成した「避難所管理運営の指針」を区市町村に周知することで、地域の実情に応じた「マニュアル」又は「運営基準」を策定するよう働き掛ける。

【事業効果】

- 内容周知を徹底し、区市町村が避難所管理運営標準マニュアル等の策定を行うことで、避難所における混乱・二次災害等を防ぎ、減災に資する。
- 都策定の「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」平成 25 年 2 月版では、東日本大震災の教訓や東京都地域防災計画の平成 24 年修正を踏まえ、避難所における女性や災害時要援護者のニーズへの配慮を記載した。具体的ポイントは以下のとおりである。
 - ① 管理運営のための班組織の構成例、女性の運営参画について、具体的に明記
 - ② 避難所の開設が速やかにできるよう、平常時からの対策を具体的かつ解りやすく修正
 - ③ すぐに役立つ参考例や先駆的な取組事例を充実
 このことは、区市町村がマニュアル等を策定する際あるいは策定済みマニュアルを改訂する際に、大規模震災の直近事例を反映させることが可能であるなど、安全な避難所運営を実現できるため、より減災に資することができる。

避難住民等の生活衛生の確保支援 （福祉保健局）	平成25年度事業費 — 百万円
--------------------------------	--------------------

保健所等の環境衛生監視員により「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲料水の衛生、衛生的な室内環境の保持、ごみ保管場所等の適正管理等に関する助言・指導を市町村に対して行う。環境衛生指導班は、市町村部（保健所設置市を除く。）で業務を行うほか、特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応を行う。

現在の状況

- 消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）及び簡易残留塩素検出紙の備蓄
- 残留塩素測定器及び空気環境測定器の保健所への配備
- 災害時における活動マニュアル等の整備

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 震災発生時において、避難住民等の生活衛生の確保支援を行うための体制を確保する。
（備蓄薬品の更新、配備測定器の整備・更新、マニュアルの見直し等）

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	避難住民等の生活衛生の確保支援					

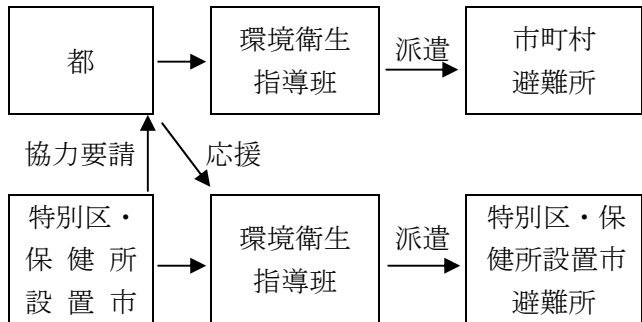
事業内容・事業効果

【事業内容】

- 環境衛生指導班などから、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、区市町村に提供
- 避難所における飲料水の衛生、衛生的な室内環境の保持、ごみ保管場所等の適正管理等に関する助言・指導を市町村に対して行う。
 - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布及び実施方法や残留塩素の確認方法の指導
 - ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認
 - ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
 - ・ トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導
- 仮設浴場の脱衣室、浴室等の清潔、浴湯の清浄等に関する事項について、衛生管理の指導を行う。

【事業効果】

- 避難所の過密状況等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等を確保
- 避難所において、消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導等を行うことにより、避難所管理者や避難住民等が自ら飲料水の衛生確保のための対応を行えるようになる。
- 適正な室内環境、トイレ・ごみ保管場所及び仮設浴場等の衛生確保のために必要な措置について助言することにより、避難所における環境衛生の維持・向上に資する。



災害時の食料確保

(総務局・生活文化局・福祉保健局・産業労働局・中央卸売市場)

平成 25 年度事業費

119 百万円

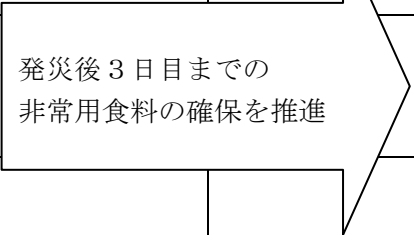
広域的な見地から、区市町村の不足分を補完するため、区市町村と連携して発災後3日目までの非常用食料を備蓄などにより確保する。さらに、発災後4日目以降は米穀、副食品、生鮮食料品等を関係事業者等から調達する。

現在の状況（平成 24 年度末）

- クラッカーを 91 万食備蓄
- アルファ化米を 148 万食備蓄
- ランニングストック方式により、即席麺を 120 万食備蓄
- ランニングストック方式により、調製粉乳を 19,250,000 g 程度備蓄
- ランニングストック方式により、哺乳瓶を 10,000 本備蓄

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 発災後3日目までのクラッカーやアルファ化米などの非常用食料の確保を推進
- 調製粉乳の3%程度のアレルギー児用粉ミルクを新たに備蓄

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業	クラッカー	74 万食を確保	91 万食を確保	88 万食を確保		
	アルファ化米	148 万食を確保	148 万食を確保	150 万食を確保		
	即席麺	120 万食を確保	120 万食を確保	120 万食を確保		
	調製粉乳	19,250,000 g を確保	19,250,000 g を確保	19,250,000 g を確保 うち、3%程度のアレルギー児用粉ミルクを購入、備蓄		
目標	哺乳瓶	10,000 本を確保	10,000 本を確保	10,000 本を確保	10,000 本を確保	10,000 本を確保

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 広域的な見地から、区市町村の不足分を補完するため、食料（クラッカー、アルファ化米、調製粉乳等）を備蓄する。備蓄に当たっては、区市町村が被災により物資調達不能となった場合に、要請を待たずに支援（プッシュ型支援）することを想定して、備蓄物資の充実に努める。（福祉保健局）
- 現在備蓄している調製粉乳の3%程度のアレルギー児用粉ミルクを購入し、備蓄する。（福祉保健局）
- 避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。発災後4日目以降は、関係事業者等と連携し、調達により食料の不足に対応する。（福祉保健局・総務局・生活文化局・産業労働局・中央卸売市場）

<日本 TCGF との物資調達協定> （総務局）

東京都は、災害時に被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、平成25年3月11日、製造・配送・販売事業者が参画する全国に流通ネットワークを有する企業グループである日本 TCGF と物資調達にかかる協定を締結した。

調達の対象となる主な物資は、おにぎり、パン類、精米、レトルト食品、粉ミルク、菓子類、飲料水、お茶などである。

上記以外にも、応急生活物資、副食品、米穀、生鮮食料品等の調達について、関係事業者等と協定を締結している。（福祉保健局・総務局・生活文化局・産業労働局・中央卸売市場）

- 発災直後は水道やガスなどのライフラインの途絶により調理できないことが想定されるため、調理不要食料等、東京都として備蓄すべき品目について検討する。
また、内部備蓄に適さない品目については、ランニングストック（外部備蓄）方式など購入保管方法についても検討する。（福祉保健局）

【事業効果】

- 避難者用の食料を備蓄等により確保することができる。
- 発災後4日目以降、食料の調達により避難者の多様なニーズに応えることができる。
- アレルギー児用粉ミルクの購入により、アレルギー児に配慮した食料の供給体制が確保される。

クラッカー



アルファ化米



生活必需品の確保（総務局・生活文化局・福祉保健局）

平成25年度事業費
－ 百万円

家屋の倒壊、焼失等により、生活必需品を失った被災者の保護のため、避難所生活者を対象に配布する毛布、敷布等を備蓄などにより確保する。さらに、発災後4日目以降は避難者の多様なニーズに応えるため、関係事業者等との連携により生活必需品を調達する。

現在の状況（平成24年度末）

- 毛布を70万枚備蓄
- 肌着を27万組備蓄
- 敷布を104万枚備蓄

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 子供や高齢者を対象に、毛布を確保するなど避難所生活者の多様なニーズに対応
- 女性や災害時要援護者に配慮した備蓄品の整備を検討・推進

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目	毛布	70万枚を確保	70万枚を確保	70万枚を確保	70万枚を確保	70万枚を確保
	肌着	27万組を確保	27万組を確保	27万組を確保	27万組を確保	27万組を確保
	敷布	104万枚を確保	104万枚を確保	104万枚を確保	104万枚を確保	104万枚を確保
目標	/		/		女性・災害時要援護者に配慮した備蓄品の整備を検討・推進	→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 広域的な見地から、区市町村の不足分を補完するため、毛布、敷布等を引き続き備蓄する。備蓄に当たっては、区市町村が被災により物資調達不能となった場合に、区市町村の要請を待たずに支援（プッシュ型支援）することを想定して、備蓄物資の充実に努める。（福祉保健局）
- 女性や子供等の避難所生活者の特性に配慮して、備蓄品の検討・整備を行う。（福祉保健局）
- 避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。発災後4日目以降は、関係事業者等と連携し調達により生活必需品の不足に対応する。

<日本TCGFとの物資調達協定> （総務局）

都は、災害時に被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、平成25年3月11日、製造・配送・販売事業者が参画する全国に流通ネットワークを有する企業グループである日本TCGFと物資調達にかかる協定を締結した。

調達の対象となる主な生活必需品は、紙おむつ、ウェットティッシュ、タオル、肌着、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、箸、履物、簡易コンロなどである。

上記のほか、応急生活物資の調達について、東京都生活協同組合連合会と協定を締結している。（生活文化局）

- 平常時から、生活必需品として確保すべき物資の品目・規格を検討する。既に確保している物資については、長期保管による劣化やアレルギー物質の発生がないか等、専門家に委託して随時検証していく。（福祉保健局）

【事業効果】

- 避難所生活者の大部分に生活必需品が行き渡ることで、身体的及び精神的負担の減少に資する。
- 男女双方の視点や子供・高齢者等に配慮することにより、避難所生活者の多様なニーズに応える。
- 平時に物資を検証することにより、非常時に有効な物資を提供することができる。

毛布



敷布



給水体制の充実（総務局・水道局）

平成25年度事業費
377百万円

応急給水槽の老朽化に伴う更新及び整備を行うとともに、応急給水用資器材の更新や給水設備の整備改良、緊急遮断弁の遠隔操作化を行うことにより、震災時における応急給水を円滑かつ確実にを行うための施設等の機能維持を図る。

現在の状況（平成24年度末）

- 計画に基づき、区部46か所の応急給水槽の大規模改修を、各年度3基ずつ実施することとしている。
- 応急給水用資器材の更新及び給水設備の整備改良を着実に実施している。
- 計画に基づき、緊急遮断弁の遠隔化工事を、平成27年度までに53基で実施することとしている。

計画期間中の目標（平成27年度末）（平成25年度から平成27年度まで）

- 9か所の応急給水槽の更新（大規模改修）を行う。
- 応急給水用資器材の確保及び給水設備の整備改良を計画的に実施する。
- 36か所の緊急遮断弁の遠隔化工事を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	応急給水槽の更新	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	資器材更新	1式	1式	1式	1式	1式
	給水設備の改良	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	緊急遮断弁の遠隔化	6基	11基	15基	7基	14基

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 応急給水槽の現況

- 1 応急給水槽の建設
(1) 給水拠点の整備として昭和52年より実施
(2) 施設の維持管理は水道局が実施



- 2 施設の老朽化
(1) 応急給水槽の建設から、古いものでは30年以上が経過
(2) 電気設備や自家発電設備等の老朽化が激しく、電気機器からの火災が生じる可能性
(3) 施設の機能が停止する危険性



- 3 施設の更新の必要性
(1) 震災時における給水拠点として、都民に給水するための重要施設
(2) 火災が生じた際の消防水利



応急給水槽の電気設備及び機械設備を更新し、大規模改修を計画的に実施

◎ 資器材の確保等

給水拠点において円滑な応急給水活動を実施するため、老朽化した資器材の更新を図るとともに給水設備の整備改良を行う。

【事業効果】

- 震災時における給水拠点としての機能を確保し、都民への確実な飲料水の供給を図る。
- 給水拠点による応急給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

○ 発災時の円滑な給水に向けて

発災時においても、大量の清浄な飲料水を都民に円滑に供給



緊急遮断弁の遠隔化工事を計画的に実施
応急給水槽の整備を計画的に実施



受配電盤内の劣化



自家発電設備内部の劣化



資器材（応急給水栓）

応急給水拠点の改造 （水道局）	平成 25 年度事業費 — 百万円
------------------------	----------------------

水道局の職員が鍵を開け、資器材を設置することになっている応急給水拠点において、職員の参集を待たずに、住民自らが迅速に応急給水を行うことができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、そこに専用の給水栓を設置するなど、施設の改造を行う。

現在の状況
○ 当局の給水拠点となる施設の改造：11 か所（平成 23 年度末）

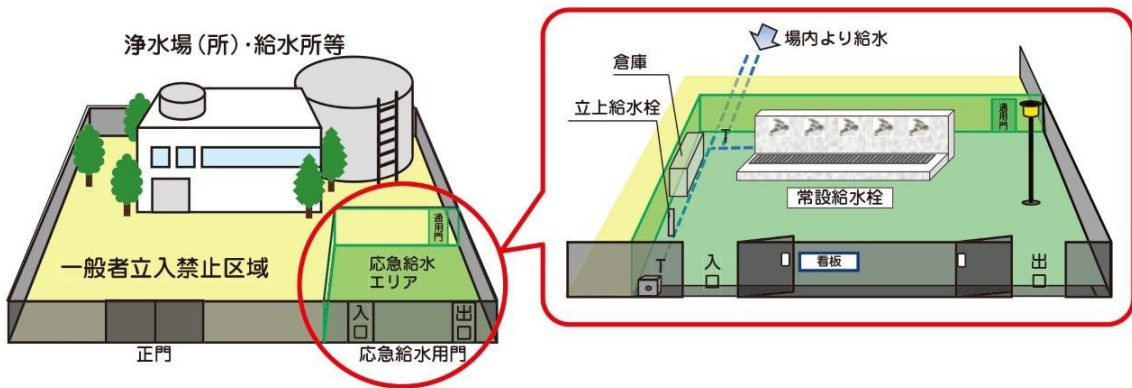
計画期間中の目標（平成 27 年度末）
○ 浄水場・給水所の改造
○ 区市町との協定締結及び応急給水訓練の実施

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目標	応急給水 拠点の改造	順 次 実 施				

事業内容・事業効果

【事業内容】

給水拠点となっている浄水場や給水所において、震災発生後速やかに応急給水を行うためには、町会や自治会などの住民団体が水道局職員の参集を待たずに、給水を行えるようにする必要があります。そのためには、施設用地内に応急給水エリアの区画を分けるなどの整備を行うとともに、給水エリアの施錠方法を変更して、住民団体等による自主的な応急給水が実現できるよう支援することが求められている。



そこで、水道局の職員が鍵を開け、資器材を設置することになっている応急給水拠点において、職員の参集を待たずに、住民自らが迅速に応急給水を行えるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、そこに専用の給水栓を設置するなど、施設を順次改造していく。
また、応急給水の担い手となる区市町や地域住民などの多様な主体と協力した応急給水訓練を充実し、一層の連携を強化していく。



【事業効果】

○ 震災時における迅速な応急給水が可能となる。

備蓄倉庫の整備 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 － 百万円
------------------------	----------------------

食料及び生活必需品等の備蓄物資を安全に保管し、被災者に迅速かつ円滑に供給できるよう、備蓄倉庫の整備を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

- 東京都災害備蓄倉庫を 21 か所整備
- 区市町村への寄託倉庫を 642 か所確保

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 倉庫の適正配置を検討し、東京都災害備蓄倉庫の再編整備計画を作成する。
- 災害時に円滑に物資の搬出作業等ができるよう、東京都災害備蓄倉庫の性能の向上を図る。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	再編整備の検討		—————→			
	倉庫の性能向上			—————→		
	地域内備蓄の推進 （区市町村への寄託物資の増強）	—————→				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 東京都災害備蓄倉庫の再編整備
倉庫の地理的配置、被災リスク等の立地条件や施設のスペック等を考慮して、東京都災害備蓄倉庫の適正配置を検討し、倉庫の整理統合や民間倉庫を含めた新しい倉庫の確保など、東京都災害備蓄倉庫の再編整備計画を作成する。
- 倉庫の性能向上
災害時に備蓄倉庫からの物資搬出を円滑に行うことができるよう、専門的知見を持つ物流事業者から意見を聴取し、今後の倉庫の改修に活かしていく。
また、少人数で効率的な物資搬出ができるよう、備蓄物資の保管方法について検討を進めるとともに、ハンドリフトなどの荷役機材の導入等を図る。
- 地域内備蓄の推進
発災後3日間は人命救助活動が優先され、長距離の物資輸送が困難と予想されることから、発災後3日分で必要となる物資は地域内備蓄で対応できるよう、引き続き、区市町村への寄託物資の増強に努める。

【事業効果】

- 倉庫の適正配置により、災害時における備蓄物資の供給を円滑に行うことができる。
- 施設改修により、限られたスペースであっても多くの物資を保管できる、災害時に物資を搬出しやすくなるなど、倉庫の性能向上が図られる。
- 避難所やその近隣への分散備蓄を進めることにより、災害時、物資の搬送時間が短縮され、被災者に迅速に物資を配布することができる。

東京都災害備蓄倉庫



新規

物流事業者等と連携した物資の円滑な受入れ、積替え及び輸送 （総務局・福祉保健局）	平成25年度事業費 － 百万円
-------------------------------------------------	--------------------

東京で大規模な災害が発生した場合に、避難者に迅速かつ円滑に物資を届けるために、民間事業者との協定締結、運営マニュアルの作成、訓練の実施により、備蓄倉庫や広域輸送基地での民間のノウハウを活用した効率的な運営体制を構築する。

現在の状況

- 東京都災害備蓄倉庫での荷役等について、一般社団法人東京都トラック協会と協定締結（平成24年10月）
- 広域輸送基地である公共トラックターミナルの施設使用等について、日本自動車ターミナル株式会社と協定締結（平成24年10月）
- 公共トラックターミナルでの荷役等について、一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協定締結（平成24年10月）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 民間物流事業者と連携した東京都災害備蓄倉庫及び公共トラックターミナル等広域輸送基地における災害時の効率的な運営体制が構築されている。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	民間物流事業者との協定締結		協定締結			
	民間倉庫事業者との協定締結			協定締結		
	運営マニュアルの作成			マニュアル作成	マニュアル見直し	マニュアル見直し
	訓練の実施			訓練の実施	訓練の実施	訓練の実施

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 一般社団法人東京都トラック協会と締結した協定に基づき、東京都災害備蓄倉庫で迅速かつ円滑に備蓄物資等の荷役を行い輸送できるように次の取組を実施する。
 - (1) 災害時の備蓄倉庫の運営マニュアルを一般社団法人東京都トラック協会と協議しながら作成し必要の都度修正を行う。
 - (2) 一般社団法人東京都トラック協会と協力して、備蓄倉庫からの物資輸送訓練を年1回程度実施する。
- 日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と締結した協定に基づき、公共トラックターミナルで迅速かつ円滑に物資の荷役を行い輸送できるように次の取組を実施する。
 - (1) 災害時の公共トラックターミナルの運営マニュアルを日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協議しながら作成し、必要の都度修正を行う。
 - (2) 日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協力して、公共トラックターミナルからの物資輸送訓練を年1回程度実施する。

<備蓄倉庫>



<トラックターミナル>



- 広域輸送基地で受け入れた場合に滞留の可能性がある物資を、民間倉庫を活用して一時保管できるように、民間倉庫事業者との協力体制を確立する。

【事業効果】

- 東京都で大規模な災害が発生した場合に、避難者に迅速かつ円滑に物資を届けられる体制が構築される。

新規

燃料確保対策 （総務局）	平成 25 年度事業費 284 百万円
---------------------	------------------------

※為替の変動に伴う燃料費の高騰等は考慮していない。

従来の燃料の優先供給協定に加え、新たに流通在庫備蓄を活用した燃料の備蓄を開始し、災害時に必要な燃料を確実に確保する。

現在の状況（平成 24 年度末）

- 都内 6 か所の指定油槽所に災害拠点病院向けの燃料を確保（70 病院）
- 都内 122 か所の指定給油所に緊急通行車両用の燃料を確保（約 6,500 台）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 指定油槽所、指定給油所により災害時の燃料を確保
- 東京都総合防災訓練、図上訓練、通信訓練に参加し、災害時の給油の手順を確認

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	指定油槽所		6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
	指定給油所		122 施設	122 施設	122 施設	122 施設
	保管委託による備蓄量		災害拠点病院 70 病院分 緊急通行車両 6,500 台分	災害拠点病院 70 病院分 緊急通行車両 6,500 台分	—————→	

事業内容・事業効果

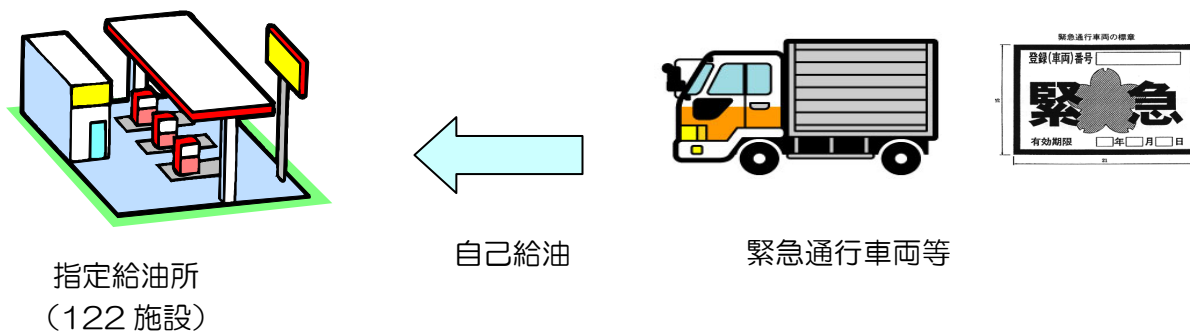
【事業内容】

- 災害拠点病院、緊急通行車両の燃料を、ランニングストック（流通在庫備蓄）により確保する。
- 従来の優先供給協定も維持しつつ、協定改正により備蓄による燃料も確保する。
- 対象は発災後 72 時間の応急活動に必要な各種燃料であり、年度当初に購入し年度末に払い戻す。

災害拠点病院向け燃料



緊急通行車両向け燃料



【事業効果】

- 発災後 72 時間の救急医療活動に必要な災害拠点病院向けの燃料（重油、灯油及び軽油）を確保する。
- 発災後 72 時間の応急対策活動に必要な緊急通行車両向けの燃料（ガソリン及び軽油）を確保する。
- 優先供給制度による対応に加え、実際にタンク備蓄することにより、所要燃料を確実に確保する。
- 都内の油槽所、給油所に広く備蓄することにより、危険分散を図ることが可能である。